

# 議案第 6 8 号

## 新座市開発行為等の基準及び手続に関する条例の一部を改正する条例

新座市開発行為等の基準及び手続に関する条例（平成 1 4 年新座市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（雨水流出対策） 第 1 0 条 [略] 2 前項本文の場合において、流出を抑制すべき雨水の容量の標準は、事業区域の面積が 1 ヘクタール未満の場合にあっては 1 ヘクタールにつき <u>6 0 0 立方メートル</u>、1 ヘクタール以上の場合にあっては 1 ヘクタールにつき 9 5 0 立方メートルとする。</p>	<p>（雨水流出対策） 第 1 0 条 [略] 2 前項本文の場合において、流出を抑制すべき雨水の容量の標準は、事業区域の面積が 1 ヘクタール未満の場合にあっては 1 ヘクタールにつき <u>5 0 0 立方メートル</u>、1 ヘクタール以上の場合にあっては 1 ヘクタールにつき 9 5 0 立方メートルとする。</p>

### 附 則

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の新座市開発行為等の基準及び手続に関する条例（以下この項において「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後の新条例第 1 9 条第 1 項の規定による届出に係る開発行為等について適用し、同日前の改正前の新座市開発行為等の基準及び手続に関する条例第 1 9 条第 1 項の規定による届出に係る開発行為等については、なお従前の例による。

令和 3 年 8 月 2 7 日提出

新座市長 並 木 傑

### 提 案 理 由

開発行為等の事業区域の面積が 1 ヘクタール未満の場合における流出を抑制すべき雨水の容量の標準を改めたいので、この案を提出するものである。